

厚生労働省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）	1
○ 社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）（抄）（附則第二条関係）	14
○ 厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）（抄）（附則第三条関係）	15
○ 医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）（抄）（附則第四条関係）	16
○ 薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）（抄）（附則第五条関係）	17
○ 疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）（抄）（附則第六条関係）	18
○ 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（抄）（附則第七条関係）	19
○ がん対策推進協議会令（平成十九年政令第七十六号）（抄）（附則第八条関係）	20
○ 肝炎対策推進協議会令（平成二十一年政令第三百九号）（抄）（附則第九条関係）	21

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>  第一節 (略)</p> <p>  第二節 内部部局等</p> <p>    第一款・第二款 (略)</p> <p>    第三款 課の設置等</p> <p>      第一目〜第三目 (略)</p> <p>    第四目 医薬・生活衛生局 (第五十条―第五十八条の三)</p> <p>    第五目〜第十三目 (略)</p> <p>  第三節〜第五節 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等)</p> <p>第二条 本省に、大臣官房及び次の十一局並びに政策統括官二人を置く。</p> <p>(略)</p> <p>医薬・生活衛生局</p> <p>(略)</p> <p>2 大臣官房に統計情報部を、<u>医薬・生活衛生局</u>に生活衛生・食品安全部を、労働基準局に安全衛生部を、職業安定局に派遣・有期労働対策部及</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>  第一節 (略)</p> <p>  第二節 内部部局等</p> <p>    第一款・第二款 (略)</p> <p>    第三款 課の設置等</p> <p>      第一目〜第三目 (略)</p> <p>    第四目 <u>医薬食品局</u> (第五十条―第五十八条)</p> <p>    第五目〜第十三目 (略)</p> <p>  第三節〜第五節 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等)</p> <p>第二条 本省に、大臣官房及び次の十一局並びに政策統括官二人を置く。</p> <p>(略)</p> <p><u>医薬食品局</u></p> <p>(略)</p> <p>2 大臣官房に統計情報部を、<u>医薬食品局</u>に食品安全部を、労働基準局に安全衛生部を、職業安定局に派遣・有期労働対策部及び雇用開発部を、</p>

び雇用開発部を、社会・援護局に障害保健福祉部を置く。

(健康局の所掌事務)

第五条 健康局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 港及び飛行場における検疫に関すること (医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。)

七 十二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

十三 前各号に掲げるもののほか、保健医療事業に関すること (他局の所掌に属するものを除く。)

(削る)

(削る)

(医薬・生活衛生局の所掌事務)

第六条 医薬・生活衛生局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十二 (略)

社会・援護局に障害保健福祉部を置く。

(健康局の所掌事務)

第五条 健康局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 港及び飛行場における検疫に関すること (医薬食品局の所掌に属するものを除く。)

七 十二 (略)

十三 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

十四 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。

十五 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。

十六 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。

十七 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和三十二年法律第六十四号) 第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。

十八 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。

十九 水道に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、保健医療事業並びに生活衛生の向上及び増進に関すること (他局の所掌に属するものを除く。)

(医薬食品局の所掌事務)

第六条 医薬食品局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十二 (略)

二十三 第十六号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関する事（食品衛生に関する事に限る。）。

二十四 化製場その他これに類する施設の規制に関する事。  
（削る）

二十五 建築物衛生の改善及び向上に関する事。

二十六 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関する事。

二十七 理容師、美容師及びクリーニング師に関する事。

二十八 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関する事。

二十九 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関する事。

三十 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関する事。

三十一 水道に関する事。

三十二 第二十四号から前号までに掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関する事（健康局の所掌に属するものを除く。）。

2 生活衛生・食品安全部は、前項第十六号から第三十二号までに掲げる事務をつかさどる。

（雇用均等・児童家庭局の所掌事務）

第十条 雇用均等・児童家庭局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜二十 （略）

二十一 児童及び妊産婦の栄養の改善並びに妊産婦の治療方法が確立し

（新設）

二十三 化製場その他これに類する施設の規制に関する事。

二十四 第十五号から第二十一号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関する事（食品衛生に関する事に限る。）。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2 食品安全部は、前項第十六号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（雇用均等・児童家庭局の所掌事務）

第十条 雇用均等・児童家庭局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜二十 （略）

二十一 児童及び妊産婦の栄養の改善並びに治療方法が確立していない

ていない疾病その他の特殊な疾病の予防及び治療に関すること。

二十二～二十四 (略)

(研究開発振興課の所掌事務)

第三十九条 研究開発振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の研究及び開発に関すること(医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。)

二～七 (略)

(健康局に置く課)

第四十条 健康局に、次の五課を置く。

総務課

健康課

がん・疾病対策課

結核感染症課

難病対策課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

- 二 保健医療に関する補助事業並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福

疾病その他の特殊な疾病の予防及び治療に関すること。

二十二～二十四 (略)

(研究開発振興課の所掌事務)

第三十九条 研究開発振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の研究及び開発に関すること(医薬食品局の所掌に属するものを除く。)

二～七 (略)

(健康局に置く課)

第四十条 健康局に、次の六課を置く。

総務課

がん対策・健康増進課

疾病対策課

結核感染症課

生活衛生課

水道課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

- 二 保健医療に関する補助事業並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)を施行す

社法（昭和二十二年法律第六十四号）の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査に関すること。

三・四（略）

（健康課の所掌事務）

第四十二条 健康課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

（削る）

二 食生活の指導に関すること。

三 衛生教育に関すること。

四 予防接種の実施に関すること。

五 生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

六 栄養士、管理栄養士及び調理師に関すること。

七 地域における保健の向上に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

八 地方衛生研究所その他地方公共団体の衛生に関する試験検査研究施設に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

（がん・疾病対策課の所掌事務）

第四十三条 がん・疾病対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 がんその他の疾病の予防及び治療に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

るため都道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査に関すること。

三・四（略）

（がん対策・健康増進課の所掌事務）

第四十二条 がん対策・健康増進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 厚生労働省の所掌事務に係るがんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

三 食生活の指導に関すること。

四 衛生教育に関すること。

（新設）

（新設）

五 栄養士、管理栄養士及び調理師に関すること。

六 地域における保健の向上に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

七 地方衛生研究所その他地方公共団体の衛生に関する試験検査研究施設に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

（疾病対策課の所掌事務）

第四十三条 疾病対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 エイズの発生及びまん延の防止に関すること（他局及び総務課の所掌に属するものを除く。）。

二 厚生労働省の所掌事務に係るがんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

三 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第二十六条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（第二百二十条第五号において「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。）に関することに限る。）。

（結核感染症課の所掌事務）

第四十四条 結核感染症課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療に関すること（他局並びに総務課及び健康課の所掌に属するものを除く。）。

二 感染症により公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。

三 港及び飛行場における検疫に関すること（医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

二 臓器の移植に関すること。

三 造血幹細胞移植に関すること。

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること（他局及び総務課の所掌に属するものを除く。）。

五 前各号に掲げるもののほか、疾病の予防及び治療に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

（結核感染症課の所掌事務）

第四十四条 結核感染症課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 結核その他の感染症（エイズを除く。）の発生及びまん延の防止に関すること（他局及び総務課の所掌に属するものを除く。）。

二 生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

三 港及び飛行場における検疫に関すること（医薬食品局の所掌に属するものを除く。）。

四 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第二十六条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（第二百二十条第五号において「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。）に関することに限る。）。

(難病対策課の所掌事務)

第四十五条 難病対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 臓器の移植に関すること。
- 二 造血幹細胞移植に関すること。
- 三 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること(他局及び総務課の所掌に属するものを除く。)
- 四 児童福祉法第十九条の二十二に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関すること。
- 五 ハンセン病に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

第四十六条から第四十九条まで 削除

第四目 医薬・生活衛生局

(医薬・生活衛生局に置く課)

第五十条 医薬・生活衛生局に、生活衛生・食品安全部に置くもののほか

(生活衛生課の所掌事務)

第四十五条 生活衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。
- 二 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。
- 三 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。
- 四 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。
- 五 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。
- 六 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること(医薬食品局並びに結核感染症課及び水道課の所掌に属するものを除く。)

(水道課の所掌事務)

第四十六条 水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水道に関すること。
- 二 井戸水その他水の衛生に関すること。

第四十七条から第四十九条まで 削除

第四目 医薬食品局

(医薬食品局に置く課)

第五十条 医薬食品局に、食品安全部に置くもののほか、次の五課を置く

、次の五課を置く。

(略)

2 生活衛生・食品安全部に、次の五課を置く。

企画情報課

基準審査課

監視安全課

生活衛生課

水道課

(総務課の所掌事務)

第五十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬・生活衛生局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、医薬・生活衛生局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(企画情報課の所掌事務)

第五十六条 企画情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生活衛生・食品安全部の所掌事務に関する総合調整に関する事。

二・三 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、生活衛生・食品安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(基準審査課の所掌事務)

第五十七条 基準審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

2 食品安全部に、次の三課を置く。

企画情報課

基準審査課

監視安全課

(新設)

(新設)

(総務課の所掌事務)

第五十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬食品局の所掌事務に関する総合調整に関する事。

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、医薬食品局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(企画情報課の所掌事務)

第五十六条 企画情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食品安全部の所掌事務に関する総合調整に関する事。

二・三 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、食品安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(基準審査課の所掌事務)

第五十七条 基準審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に關すること（公衆衛生の向上及び増進に關することに限り、監視安全課の所掌に属するものを除く。）。

四 (略)

(監視安全課の所掌事務)

第五十八条 監視安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 食品等及び洗淨剤の衛生に關する取締りに關すること（企画情報課の所掌に属するものを除く。）。

五〜十 (略)

(生活衛生課の所掌事務)

第五十八条の二 生活衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建築物衛生の改善及び向上に關すること。

二 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に關すること。

三 理容師、美容師及びクリーニング師に關すること。

四 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に關すること。

五 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生關係營業の運営の適正化及び振興に關する法律第二条第一項各号に掲げる營業の發達、改善及び調整に關すること。

六 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に關すること。

七 前各号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に關すること

一・二 (略)

三 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に關すること（公衆衛生の向上及び増進に關することに限る。）。

四 (略)

(監視安全課の所掌事務)

第五十八条 監視安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 食品等及び洗淨剤の衛生に關する取締りに關すること（企画情報課及び基準審査課の所掌に属するものを除く。）。

五〜十 (略)

(新設)

(健康局及び他課の所掌に属するものを除く。)

(水道課の所掌事務)

第五十八条の三 水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道に関すること。

二 井戸水その他水の衛生に関すること。

(職業能力開発局に置く課)

第八十五条 職業能力開発局に、次の五課を置く。

総務課

能力開発課

キャリア形成支援課

能力評価課

海外協力課

(キャリア形成支援課の所掌事務)

第八十八条 キャリア形成支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(雇用均等・児童家庭局に置く課)

第九十一条 雇用均等・児童家庭局に、次の七課を置く。

(略)

(削る)

(略)

(新設)

(職業能力開発局に置く課)

第八十五条 職業能力開発局に、次の五課を置く。

総務課

能力開発課

育成支援課

能力評価課

海外協力課

(育成支援課の所掌事務)

第八十八条 育成支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(雇用均等・児童家庭局に置く課)

第九十一条 雇用均等・児童家庭局に、次の八課を置く。

(略)

育成環境課

(略)

(総務課の所掌事務)

第九十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一〇三 (略)
- 四 放課後児童健全育成事業に関すること。
- 五 児童委員に関すること。
- 六 児童厚生施設及びその職員を養成する施設の設備及び運営に関すること。
- 七 児童厚生施設の職員の養成及び資質の向上に関すること。
- 八 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号)第一条第三項に規定する指定法人に関すること。
- 九 一〇二 (略)
- 十三 児童福祉に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 十四 児童の福祉のための文化の向上に関すること。
- 十五 一〇一 (略)

第九十七条 削除

(総務課の所掌事務)

第九十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一〇三 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 四 一〇七 (略)
- (新設)
- (新設)
- 八 一〇三 (略)

(育成環境課の所掌事務)

第九十七条 育成環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 児童福祉に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 二 放課後児童健全育成事業に関すること。
- 三 児童の福祉のための文化の向上に関すること。
- 四 児童委員に関すること。
- 五 児童厚生施設及びその職員を養成する施設の設備及び運営に関すること。
- 六 児童厚生施設の職員の養成及び資質の向上に関すること。
- 七 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年

(母子保健課の所掌事務)

第九十九条 母子保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一七 (略)

八 児童及び妊産婦の栄養の改善並びに妊産婦の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦その他母性の保健の向上に関すること(健康局及び総務課の所掌に属するものを除く。)

(企画課の所掌事務)

第九十九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一五 (略)

六 児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

七 一七 (略)

(総務課の所掌事務)

第九十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一四 (略)

五 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五条の二に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

六 一七 (略)

法律第九十一号)第一条第三項に規定する指定法人に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、児童の心身の育成及び発達に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(母子保健課の所掌事務)

第九十九条 母子保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一七 (略)

八 児童及び妊産婦の栄養の改善並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病の予防及び治療に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦その他母性の保健の向上に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)

(企画課の所掌事務)

第九十九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一五 (略)

六 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

七 一七 (略)

(総務課の所掌事務)

第九十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一四 (略)

(新設)

五 一六 (略)

八 介護保険法第二十四条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等に関する事。

九〇三三 (略)

(高齢者支援課の所掌事務)

第百十五條 高齢者支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(削る)

三 (略)

四 障害がある老人の日常生活上の便宜を図るための住宅の改善に関する事。

五 福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に関する事(老人に係るものに限る)。

六〇八 (略)

(振興課の所掌事務)

第百十六條 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(削る)

(削る)

二〇六 (略)

七 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等に関する事。

八〇三二 (略)

(高齢者支援課の所掌事務)

第百十五條 高齢者支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 介護保険法第五条の二に規定する認知症に関する対策の企画及び立案並びに調整に関する事。

四 (略)

(新設)

(新設)

五〇七 (略)

(振興課の所掌事務)

第百十六條 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に関する事(老人に係るものに限る)。

三 障害がある老人の日常生活上の便宜を図るための住宅の改善に関する事。

四〇八 (略)

改 正 案	現 行
<p>（庶務）</p> <p>第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課</p> <p>四～六 （略）</p>	<p>（庶務）</p> <p>第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局<u>育成環境課</u></p> <p>四～六 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（庶務）</p> <p>第九条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。ただし、予防接種・ワクチン分科会に係るものについては厚生労働省健康局健康課において、生活衛生適正化分科会に係るものについては厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第九条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。ただし、予防接種・ワクチン分科会に係るものについては厚生労働省健康局結核感染症課において、生活衛生適正化分科会に係るものについては厚生労働省健康局生活衛生課において処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（庶務）</p> <p>第九条 審議会の庶務は、厚生労働省医政局医事課において総括し、及び処理する。ただし、歯科医師分科会に係るものについては厚生労働省医政局歯科保健課、保健師助産師看護師分科会に係るものについては厚生労働省医政局看護課、薬剤師分科会に係るものについては厚生労働省医薬・生活衛生局総務課において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第九条 審議会の庶務は、厚生労働省医政局医事課において総括し、及び処理する。ただし、歯科医師分科会に係るものについては厚生労働省医政局歯科保健課、保健師助産師看護師分科会に係るものについては厚生労働省医政局看護課、薬剤師分科会に係るものについては厚生労働省医薬食品局総務課において処理する。</p>

○ 薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（庶務）          第十一条 審議会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課において総括し、及び処理する。ただし、食品衛生分科会に係るものについては、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課において処理する。</p>	<p>（庶務）          第十一条 審議会の庶務は、厚生労働省医薬食品局総務課において総括し、及び処理する。ただし、食品衛生分科会に係るものについては、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課において処理する。</p>

○ 疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（庶務）            第九条 審査会の庶務は、厚生労働省健康局総務課において総括し、及び処理する。ただし、感染症・予防接種審査分科会に係るものについては厚生労働省健康局健康課及び結核感染症課において、身体障害認定分科会に係るものについては厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において処理する。</p>	<p>（庶務）            第九条 審査会の庶務は、厚生労働省健康局総務課において総括し、及び処理する。ただし、感染症・予防接種審査分科会に係るものについては厚生労働省健康局結核感染症課において、身体障害認定分科会に係るものについては厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において処理する。</p>

○ 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務）</p> <p>第九条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課及び国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第九条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。</p>

○ がん対策推進協議会令（平成十九年政令第七十六号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第五条 協議会の庶務は、厚生労働省健康局が<b>ん・疾病対策課</b>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第五条 協議会の庶務は、厚生労働省健康局が<b>ん対策・健康増進課</b>において処理する。</p>

○ 肝炎対策推進協議会令（平成二十一年政令第三百九号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>（庶務）</p> <p>第五条 協議会の庶務は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課において処理する。</p>
現 行	<p>（庶務）</p> <p>第五条 協議会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。</p>